家賃減免の申請方法

１　申請書の書き方

　・様式第1号「県営住宅等家賃の減免申請書」に必要事項を記入してください。

　・損害額は、「２損害額の計算」に示す方法により算出し、減免申請書の「損害の内容」の該当する欄に金額を転記してください。

・減免申請書に添付する書類は、「３減免申請書に添付を要する書類」に示す損害の内容に応じて、該当する書類の□にレ点を付けて添付してください。

・なお、令和２年４月から新年度家賃となるため、減免申請書は「令和元年１１月～令和２年３月分」と「令和２年４月～令和２年１０月分」の２通を提出してください。（添付書類は１部で結構です。）

・様式第2号「家賃減免申請書（災害用）」は太枠の中を記入してください。また、裏面の「県営住宅家賃一部免除申請書類確認表」は、必要書類がそろっているか確認し、右側の「申請者確認」欄の□に✓点を付し、非課税所得の「受給の有・無」欄のどちらかに○を付けてください。

２　損害額の計算

　・家財に著しい損害を受けた方は、様式第3号「ア被災した家財の損害額の計算書」に必要事項を記入し、損害額を算出してください。

　・なお、床上浸水以外の場合は、様式第4号「イ被災した家財の個別明細書」により損害額を算出してください。

・日常的に使用している自家用車に著しい損害を受けた方は、様式第5号「ウ被災した自家用車の損害額の計算書」に必要事項を記入してください。

３　減免申請書に添付を要する書類

　・家賃減免申請は、「非課税所得」も収入に含めて計算しますので、入居者の中で平成29年度、平成30年度に下表１に掲げる所得があった場合は、所得の内容に応じて該当する書類全てを添付してください。

　・下表２又は３に掲げる書類は、損害の内容に応じて該当するものを添付してください。

|  |
| --- |
| **１　非課税所得に係る証明書類［平成29年度分、平成30年度分］**  **（入居者のどなたかにH29、H30年度で次のいずれかの所得があった場合は、該当する書類全てを必ず提出してください。）** |
| **１）年金・恩給**・・年金決定通知書又は年金額改定通知書、年金恩給等送金通知書等の写し  　　□国民年金（障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金）  　　□厚生年金（障害厚生年金・障害手当金・遺族厚生年金）  　　□共済年金（障害共済年金・障害一時金・遺族共済年金）  　　□恩　　給（負傷、疾病に基因して受ける増加恩給、遺族恩給）  **２）児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当**　　□各手当証書等の写し  **３）雇用保険**　　□雇用保険受給資格者証の写し  **４）生活保護**　　□生活保護受給者証の写し  **５）休業給付**　　□育児休業給付等の給付決定通知書の写し  **６）損害賠償金**　□東京電力からの損害賠償金額が確認できる書類の写し |
| **２　家財の損害に係る添付書類** |
| **１）床上浸水の場合**  　　□罹災証明書  　　□(様式第3号)ア被災した家財の損害額の計算書  **２）床上浸水以外の場合**  　　□(様式第3号)ア被災した家財の損害額の計算書  □(様式第4号)イ被災した家財の個別明細書  □被災した家財の状況が確認できる書類（写真等） |
| **３　日常的に使用している自家用車の損害に係る添付書類** |
| **１）全損の場合**  　　□(様式第5号)ウ被災した自家用車の損害額の計算書  　　□普通自動車の場合：廃車証明書（登録識別情報等通知書または登録事項等証明書）写し  　　□軽自動車の場合：廃車証明書（自動車検査証返納証明書）の写し  　　□廃車手続きに要した費用が確認できる書類（領収書等）の写し  **２）修理の場合**  　　□(様式第5号)ウ被災した自家用車の損害額の計算書  　　□修理した自家用車の自動車検査証の写し  □修理に要した費用が確認できる書類（請求書、領収書等）の写し |